省　令

○経済産業省令第三十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項、第五十二条第一項及び第五十五条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十七日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第一号中「火力発電所（」の下に「液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）」を加える。

第九十四条第六号中「火力発電所」の下に「（液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであって別に告示するものを除く。）」を加える。

（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第二条　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、内包する液化ガスが不活性ガスのみである液化ガス設備については、この限りでない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省告示第百五十五号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を次のとおり告示する。

平成二十四年四月十七日

法務大臣　小川　敏夫

一　本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関の名称及び所在地

名　称	所　在　地
Ｋｏｒｅａ　ｓｅｖｅｎ　ｃｏｍｐａｎｙ	２３、Ｂｏｒａｍａｅ－ｒｏ３－ｇｉｌ、ＧＷａｎａｋ－ｇｕ、Ｓｅｏｕｌ、Ｋｏｒｅａ

二　前号の機関から技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関の名称及び所在地

名　称	所　在　地
株式会社セブン－イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八

三　第一号の機関に所属する外国人が技能実習の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって本邦に入国できる期間　平成二十四年四月十七日から三年を経過する日まで

○外務省告示第百五十一号

平成二十四年三月二十九日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十四年四月十七日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千三百四十二億八千八百万円（一三四、二八八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表1欄に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につきこの書簡の付表2欄に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずくこの書簡の付表3欄、付表4欄及び付表5欄にそれぞれ掲げる利子率、償還期間及び支出期間を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　この書簡の付表5欄に掲げるそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払で、事業計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年四月十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四一三九	二四、三、三〇	須賀　和男
四一四〇	二四、三、三〇	羽石　一夫
四一四一	二四、三、三〇	濱田　善博
四一四二	二四、三、三〇	津留　保生
四一四三	二四、三、三〇	斎藤　榮二
四一四四	二四、三、三〇	斎藤　栄慶
四一四五	二四、三、三〇	髙柳　尚弘
四一四六	二四、三、三〇	廣田　幸造

○法務省告示第百五十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、ブラジル連邦共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年四月十七日

法務大臣　小川　敏夫

氏　名　ニコラ・フロレンザノ・ネト

生年月日　千九百五十九年十一月十六日

国　籍　ブラジル連邦共和国